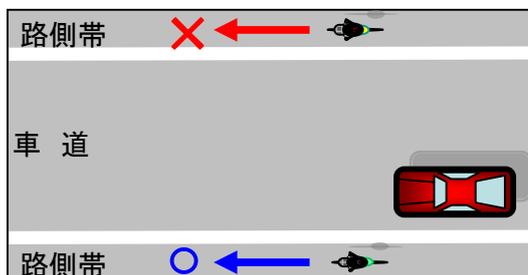


道路交通法改正平成25年12月1日施行

○ ～自転車の通行方法（路側帯）に係る規定～

路側帯の**双方向通行が禁止**に
進路**左側**の路側帯が**通行可**

※著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除く



○ ～制動装置不良自転車に係る規定～

**ブレーキのない自転車は
道路では運転禁止！！**

**停止・検査を拒むと
運行禁止命令を拒むと**

ブレーキのない車両
制動力が基準に満たない車両



乗車していると

5万円以下の罰金

警察官に

停止を求められる
制動装置の検査を受ける
応急の措置を命ぜられる
車両の運行を禁止される

○ 交通の方法に関する教則等～

- ・ 幼児用座席でのシートベルト着用を指導
- ・ 保険等への加入促進



○ 平成27年6月までに施行予定

一定の危険な**違反行為**で、**2回以上**
摘発された自転車運転者に対する「**自**
転車運転者講習」の受講を命令



愛知県警察